

北見地区消防組合予防規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 建築同意（第3条—第6条）</p> <p>第3章 防火対象物の使用の届出（第7条）</p> <p>第4章 予防査察（第8条—第24条）</p> <p>第5章 防火・防災管理（第25条—第30条）</p> <p>第6章 消防用設備等又は特殊消防用設備等（第31条・第32条）</p> <p>第7章 火災警報（第33条・第34条）</p> <p>第8章 勧告（第35条）</p> <p>第9章 諸届出書及び証明（第36条—第38条）</p> <p>第10章 違反建築物の措置（第39条）</p> <p>第11章 雑則（第40条・第41条）</p> <p>附則</p> <p>第7章 火災警報</p> <p>（火災警報の発令）</p> <p>第33条 <u>火災警報</u>は、風速その他気象状況を考慮して、おおむね次の各号の一に該当する場合発令<u>するものとする。</u></p> <p>（1） 実効湿度が60パーセント以下で最小</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 建築同意（第3条—第6条）</p> <p>第3章 防火対象物の使用の届出（第7条）</p> <p>第4章 予防査察（第8条—第24条）</p> <p>第5章 防火・防災管理（第25条—第30条）</p> <p>第6章 消防用設備等又は特殊消防用設備等（第31条・第32条）</p> <p>第7章 <u>火災警報及び林野火災注意報</u>（第33条—第34条）</p> <p>第8章 勧告（第35条）</p> <p>第9章 諸届出書及び証明（第36条—第38条）</p> <p>第10章 違反建築物の措置（第39条）</p> <p>第11章 雑則（第40条・第41条）</p> <p>附則</p> <p>第7章 <u>火災警報及び林野火災注意報</u></p> <p>（火災警報の発令）</p> <p>第33条 <u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報（以下「火災警報」という。）</u>は、風速その他気象状況を考慮して、おおむね次の各号の一に該当する場合発令<u>することができるものとする。</u></p> <p>（1） 実効湿度が60パーセント以下で最小</p>

湿度は30パーセント以下、若しくは平均風速で12メートル／sを越えるとき。

(2) (略)

(発令時の措置)

第34条 火災警報が発令された場合、消防長は直ちに消防署長、支署長及び課長に通報し、所定の措置を講ずるとともに、報道機関、住民等に周知徹底を図り、火災の未然防止に努めなければならない。

湿度は30パーセント以下、かつ平均風速で毎秒12メートルを超えるとき。

(2) (略)

(林野火災注意報・林野火災警報の発令)

第33条の2 条例第29条の8に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、おおむね次の各号の一に該当する場合発令することができるものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合を除く。

(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されているとき。

2 条例第29条の9に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、前項各号の一に加え、強風注意報が発表されている場合に発令することができるものとする。

(発令時の措置)

第34条 火災警報又は林野火災注意報及び林野火災警報（以下「火災警報等」という。）が発令された場合、消防長は直ちに消防署長、支署長及び課長に通報し、所定の措置を講ずるとともに、報道機関、住民等に周知徹底を図り、火災の未然防止に努めなければならない。

2 気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除し、関係機関に連絡するものとする。

2 気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報等を解除し、関係機関に連絡するものとする。

附 則（令和7年12月5日訓令第7号）

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。